

地方消費税引き上げ分の使途

消費税率(国・地方)は、平成26年4月から国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に、令和元年10月からは8%から10%に引き上げられ、地方消費税交付金の増収分については、地方税法の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。
佐久穂町では、令和5年度決算における地方消費税引き上げ増収分147,342千円を、以下の事業に充当しました。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

147,342 千円

【歳出】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

985,179 千円

(単位:千円)

区分	事業名		令和5年度 決算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	社会福祉一般経費	高齢者福祉施設指定管理委託事業、社会福祉協議会運営補助事業、福祉団体補助事業等	25,352			1,590	7,628	16,134
	老人福祉一般経費	敬老事業、老人保護措置費、福祉タクシー事業等	7,791	522		2,021	1,685	3,563
	障害者支援事業	障害福祉サービス給付事業等	384,825	277,863		606	34,140	72,216
	児童福祉一般経費	児童手当、出生祝金支給事業	127,960	112,110			5,088	10,762
社会保険	国民健康保険事業費	繰出金	75,432	49,451			8,340	17,641
	介護保険事業費	繰出金	179,326	12,131			53,670	113,525
	後期高齢者医療事業費	繰出金	40,012	30,009			3,211	6,792
保健衛生	福祉医療費一般経費	福祉医療費給付事業	66,370	26,201			12,894	27,275
	予防一般経費	予防接種事業、集団健康診査事業、町民ドック、各種検診事業等	65,452	2,728		5,352	18,417	38,955
	母子保健一般事業	妊婦・乳幼児健診事業、養育医療給付事業	12,659	5,588			2,270	4,801
合計			985,179	516,603		9,569	147,342	311,665

※決算額に、事務費及び事務職員の人件費は含まれません。